

令和6年 9月定例会

議会承認をスルー!!

追認議案

第80号議案『財産の取得について』



議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に違反!! 第3条には予定価格3,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払いは、議会の議決に付さなければならないと明記されている(条文一部抜粋)。

→ 既に契約を済ませ4月から使用していたことが発覚

令和6年度の「小学校教師用指導書」を31,694,630円で購入

予定価格3,000万円以上の動産の買入れに該当

原因

担当課のみならず、発議から支出負担行為の認証という市長までの一連の決裁の中での組織全体の認識不足の問題であり、市民の大切な税金を執行するという職務上の自覚が欠如していたことに他ならない。

対策

議決を要する契約の手続きについて全職員に対して周知徹底を図っていくとともに、二度と今回のような事態が発生しないようチェック体制の構築など全庁を挙げて再発防止に取り組むこと!

今回の議決を経ずに法令に違反した契約を行ったことについては、絶対あってはならないことであり、行政に対する市民の信用を大きく失墜させるものである。今回の主たる原因は法令への認識不足に尽きるものであることから、今後二度とこのような事態が発生しないように全職員に周知徹底を図るとともに、会計事務研修を行うなど再発防止に努めていただきたい!

問責決議

問責決議は国又は地方自治体の議会において政治任用職にある者や議会の役員の責任を問うことを内容として行われる決議である。



舞鶴市議会3度目の問責決議!!

- Q なぜ、このような事態になるのか??
- A 首長や議員の不当な発言や言動に対してふさわしくない、責任を問う必要があると議会が判断した場合に提出!!

今回の問責決議

仲井玲子議員に対して提出



問責決議に至った経緯

仲井玲子議員は、令和6年8月14日に自身のフェイスブックにおいて市民の方から又聞きされた相談を受けた際、それが事実であるかどうか確認しないまま自分の勝手な解釈・思い付きに変換して、相談者の意図しない内容へと改ざんし投稿した。このことにより、市民の方から又聞きした内容を根拠もなくSNSに投稿したことで、特定の議員や会派を嘘つき呼ばわりし名誉を傷つただけではなく、あたかも舞鶴市議会でいじめが横行しているがごとくコメントされ、結果的に舞鶴市議会全体を誹謗中傷する事態になった。

舞鶴市議会基本条例

2章 議会及び議員の活動の原則(議会の活動の原則)

(4)議員には、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の負託を受けた舞鶴市全体を代表する者として、その役割と責任を認識するとともに、常に良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律することにより、品位の保持に努めること。

議会人として、舞鶴市議会基本条例に照らして問わねばならない言動の事案であり問責決議として提出され議決に至った。

問責決議の要旨

仲井玲子議員の行為は、舞鶴市議会基本条例 第4条「議員の活動の原則」に定める倫理的義務、言論の府、自身の資質を高める努力に照らして適切ではなく市政の監視、評価を担う市議会として到底看過できるものではないため誠意を持って対応するよう求める。

代表質問



山本 治兵衛

条例違反に関して、市長の認識を問う

【質問】 先般、議会の議決を得ないまま、教科書を購入し既に使用している現状が報道にて発表された。地方自治法に定めがあり、かつ、舞鶴市も条例を規定して法の定めのもと、売買契約が運用されている中で、今回の事例は市民の信頼を著しく裏切る、決してあってはならない行為である。行政の最高権者である市長は今回の件に関してどのように考えているのか、また、今後の再発防止も含めて答弁を求め。加えて、それぞれの決裁の過程があると思うが、市長の方にも決裁を行う過程があったと思うが、市長ご自身はどのように考えていたのか明らかにしていただきたい。最後に追認の議案を出されるには謝罪があって、反省があって、そして再発防止についてはしっかりと構築されて議場に説明される必要があると思うがどうか。

【答弁】 今回の議会の議決を経ずに、法令に反した契約を行ったことについては、これは絶対にあってはならないことであり、行政に対する市民の信用を失墜させるという結果を招いたことを、大変重く受け止めている。今回の原因は、法令の認識不足、これに尽きることから、今後はこのような事態が発生しないように、早急な全職員への周知をはじめ、毎年度実施している、会計事務研修における徹底、その他、事業実施段階におけるチェック体制の構築など全庁を挙げて、再発防止にしっかりと取り組む。決裁については市長自身も決裁をしているので、その過程というよりも認識不足、私自身の認識不足であった。今回、仰裁が上がってきた時において、これは議会の議決が必要なのではないか、という認識はなかったので決裁した。当然のことながら謝罪は必要であり、再発防止策についてもしっかりと取り組むこととし、その上で追認の議案を上程した際は、是非ともよろしくお願いを申し上げたい。

私達、新政クラブ議員団は常に市民の代表者としての自覚と信念を持ち、真摯に誠実に活動してまいります！



一般質問



田畑 篤子

1. 教育現場への作業療法士の導入を問う

【質問】 医療・福祉専門人材の教育現場への導入は、先生方に子どもをより知ってもらえることに意義がある。作業療法士による「バイオ・サイコ・ソーシャル」が整備されてこそプロとしての先生の力が発揮できる。行政が中心となり教育と医療・福祉の連携についてを提案するが、本市の考えを問う。

【答弁】 それぞれの専門家から多角的な視点でアセスメントし学校・医療・福祉等が連携・協議して児童生徒を支援していくことは大変重要である。

2. ケアラー支援条例の見解は

【質問】 家族の介護は家族がすべき、家族は無償の介護資源という考えを越えて介護する全ての人をケアラーと総称し、社会的に認め、ケアラーのおかれている状況や問題を社会的支援の対象と位置づけ、個人として尊重され健康的な生活を営むことを目指す「ケアラー支援条例」制定について本市の見解を問う。

【答弁】 市では、高齢者福祉計画や障害者福祉計画に盛り込み、それに基づき取り組んでいることから条例を制定する考えはない。

【所感】 どちらの計画にも、「ケアラー支援条例」の同様の内容は、ない。市は介助者への思いは「織り込んでいる」というが…。思いを形にするのが行政の仕方では。

一般質問



眞下 弘明

災害時に備えての人員養成について

【質問】 防災士、地域防災マネージャー制度も本市の防災、減災には必要であるが、国や地方公共団体を対象とする全国規模の「防災スペシャリスト養成研修」は、これら防災対策の推進に極めて重要な事業であると考えて。本市の危機管理体制を構築するに当たって、内閣府が行う「防災スペシャリスト養成研修」があり、数か月かかるカリキュラムを本市職員で地方公共団体職員向けのプログラムの防災スペシャリストを受講し養成されることを検討されたことはあるのか。なければ、これから検討される余地の有無を問う。

【答弁】 防災スペシャリストについては、大規模かつ広域な自然災害に的確・迅速に対処できる人材や、国と地方との間のネットワークを形成する人材を育成する資格取得制度で、防災業務に携わる職員のスキルアップに大変有意義であると認識しているが、活用には至っていない。本市では、国、府が主催するWEB研修への積極的な参加を通じ、必要な知識や技能の習得、スキルアップに努めている。

一般質問



野瀬 貴則

基金の目標値を定めて財政運営をしてはどうか

【質問】 本市の貯金ともいえる基金は令和5年度末で約128億円であり、ここ数年は順調に積み上がってきている。その中で一番大きな割合を占めるのが約45億円の財政調整積立金である。この基金の使用用途は条例によって定められており、災害など有事においてのみ取り崩しを行い、平時には積み立てを行う。その額は一般的に市の標準財政規模の10%程度を目標値とする自治体が多いが、本市の財政規模で計算すると約22.2%となり、もう十分に積み立てられていると考える。この基金の積立目標値をどの程度に設定されているのか問う。

【答弁】 財政調整積立金については年度間の財源調整や災害など不足の財政需要に備えるための基金であり適正な水準についての基準はない。近年全国的に災害が頻発しており本市においても過去の被災時の対応に財政調整積立金を活用してきた経過がある。近年の実績では一度の災害において2億円から6億円の一般財源を必要としたことや、連続して大規模な台風や豪雨の災害が発生していることから複数回の大規模な災害に見舞われた場合においても財政運営に影響が生じることがないように備える必要があるものとする。

【所感】 目標なき積み立ては、効率的な財政運営とは言えない。必要な額の基準を定め確保した上で、市民の求める様々な施策の財政措置を推進していくべきと考える。

一般質問



眞下 隆史

1. 「市民と市長の対話集会」の公表が遅いと感じることについて

【質問】 市長の肝入りで実施されている「市民と市長の対話集会」であるが、令和6年度の開催日時やテーマの公表が、昨年と違い遅いと感じている。参加者も傍聴者も含め広く募集するため、早くまとめて公表できないか。

【答弁】 昨年より、踏み込んだ内容に参加募集できるよう、発表時点で、まだ内容まで絞り切れていない項目もある。しっかり整理をした上で、日付も含めてそれぞれのタイミングで、随時発表と募集をしていきたい。

2. 公共施設ネーミングライツ活用の市民向け公表について

【質問】 ネーミングライツの活用は、新たな財源確保において有効であるが、実施に際し他市では住民の反対運動により中止になったケースもある。今回市民の皆さんに、広く丁寧な広報がされていると考えているのか。

【答弁】 パートナー募集開始については、予め正副議長への説明、議会への資料配付、市長の定例記者会見での発表、市民の皆さんにも様々な広報ツールで、情報発信に努めている。

【所感】 2項目とも、市民の皆さんへの広報が弱いと感じ、事業の円滑化に支障が出ないか心配であるため、さらなる対応強化が必要である。

一般質問



今西 克己

1. 本市の森林環境贈与税の具体的な活用について

【質問】 森林環境税は、本年6月から個人住民税均等割りの枠組みを用いて国税として一人年額千円を市町村により賦課徴収されている。この税に先行して配分されている森林環境贈与税は、京都府において過去4年間に約27億円が配分されたが、半分近い約13億円が執行されていない。本市の活用の現状を問う。

【答弁】 市では、手入れの行き届いていない人工林を集積して適切な管理を目指す森林経営管理制度の推進に係る費用をはじめ、今年度から自治会等による森林・里山整備活動への支援として「山から地域を元気にする事業費補助金」の財源として活用を始めている。

2. 舞鶴警察署との安全・安心協定について

【質問】 平成28年8月に舞鶴市と舞鶴警察署との間に協定締結の重要性、必要性を訴え、同年8月31日に「国際港湾・交流都市舞鶴、住んでよし、働いてよし、訪れてよしの、安全・安心まちづくり協定」として締結していただいた。その締結から8年が経過した。今後の本市の取組の方針を問う。

【答弁】 市と舞鶴警察署が協働してアクションプランの実現に向けた取組を進め、市民の皆様へ「安心して暮らせるまち」の実感を持っていただけるように警察署をはじめ、関係機関と協議検討していく。

討論



田畑 篤子

議会の議決を経ずに契約した追認議案も含め、全議案に認定及び賛成とする。

第63号議案の令和5年度一般会計決算の認定について、新型コロナウイルス感染症上の位置付けが5類に移行し、社会活動の正常化が進んだ一年であったが、前年度と同様に物価高騰の影響を受けた市民や事業所への支援が必要となり国の交付金等を活用した特別給付金事業、原油価格・物価高騰緊急対策事業を実施。今後、市税収入、特に固定資産税の大幅な減少が見込まれる一方で、社会保障費の増加や図書館、学校など多くの公共施設の整備・改修に加え防災対応への強化が求められる。総合計画後期実行計画に沿った各施策を効率的に行い健全な行財政運営に取り組んで頂くことを要望して認定とする。

第80号議案は、財産の取得について。発議から支出負担行為の認証という一連の決裁での組織全体の問題であり職務上の自覚欠如に他ならない。全庁を挙げて再発防止に取り組んで頂きたい。今回、上程された全議案に対して認定及び賛成する。